

第 5 5 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 5 年 9 月 3 0 日 ( 月 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 5 日 )

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 95号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 96号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 97号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 98号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 99号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 100号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 101号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 102号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 103号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 104号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 105号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 106号 議 案 平 成 24年 度 穴 粟 市 農 業 共 済 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算

の認定について

- 第 107号議案 平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 第 108号議案 宍粟市伊沢の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 発議第 6号 地方税財源の充実確保を求める意見書について
- 日程第 4 発議第 7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保」を求める意見書について
- 日程第 5 所管事務等調査について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成24年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成24年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 106号議案 平成24年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

第 107号議案 平成24年度穴粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第 2 第 108号議案 穴粟市伊沢の里条例の一部を改正する条例について

日程第 3 発議第 6号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

日程第 4 発議第 7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財  
源の確保」を求める意見書について

日程第 5 所管事務等調査について

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 飯 田 吉 則 議 員	4 番 大 畑 利 明 議 員
5 番 小 林 健 志 議 員	6 番 伊 藤 一 郎 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君
参事兼土木部長 平 野 安 雄 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君

一宮市民局長 秋 武 賢 是 君  
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君  
市民生活部長 岸 本 年 生 君  
産 業 部 長 前 川 計 雄 君  
水 道 部 長 船 引 英 示 君  
総合病院事務部長 広 本 栄 三 君

波賀市民局長 西 川 龍 君  
まちづくり推進部長 西 山 大 作 君  
健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君  
農業委員会事務局長 前 田 正 明 君  
教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君

( 午前 9 時 3 0 分 開議 )

議長 ( 岸本義明君 ) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告 1、9 月 10 日の岡前議員の一般質問に対する市民生活部長の答弁について、訂正の申し出がありましたので、訂正内容の説明を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長 ( 岸本年生君 ) 失礼します。

9 月 10 日岡前議員の一般質問において、宍粟市の国保税の一人当たりの順位を第 5 位並びに一人当たりの保険者負担額を第 1 位と答弁させていただきました。内容は、兵庫の国保の第 4 表に記載されております一人当たりの調定額と一人当たりの保険者負担額をもって比較したものであります。

岡前議員が質問された一人当たりの医療費の第 39 位は兵庫の国保の第 10 表の一人当たりの費用額を質問されたものでありますので、比較する資料に相違がありましたので、訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長 ( 岸本義明君 ) ただいまの説明のとおり訂正することを許可します。

報告 2、本日市長から、議案 1 件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第 1 第 9 5 号議案 ~ 第 1 0 7 号議案

議長 ( 岸本義明君 ) 日程第 1、第 95 号議案、平成 24 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第 107 号議案、平成 24 年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの 13 議案を一括議題といたします。

当該 13 議案は、去る 9 月 13 日の本会議で、決算特別委員会に審査を付託していたものであります。

決算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員長、13 番、岡前治生議員。

決算特別委員長 ( 岡前治生君 ) それでは、決算特別委員会の審査の報告をさせていただきます。

まず、1 ページ目には、決算審査報告の日程でありますとか、委員の氏名、出席

状況等を書いております。

2ページ目から報告をさせていただきたいと思っております。

審査の経過及び結果であります。

平成25年9月2日、第55回宍粟市定例議会において上程のありました第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第107号議案、平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案の審査につきまして、同月13日に決算特別委員会が設置されました。同日、委員会を開催し、私、岡前を委員長に、副委員長に鈴木議員を選出し、その後、審査日程及び審査要領を協議し、決算審査を進めてまいりました。

日程については、先ほど1ページのとおりであります。

以下、審査の結果を報告いたします。

採決の結果であります。

第95号議案については、賛成多数で認定されました。

第96号議案は、全会一致で認定されました。

第97号議案は、全会一致で認定されました。

第98号議案は、全会一致で認定されました。

第99号議案は、全会一致で認定されました。

第100号議案は、全会一致で認定されました。

第101号議案は、全会一致で認定されました。

第102号議案は、全会一致で認定をされました。

第103号議案は、全会一致で認定されました。

第104号議案は、全会一致で認定されました。

第105号議案は、賛成多数で認定をされました。

第106号議案は、全会一致で認定されました。

第107号議案は、全会一致で認定されました。

以上が、採決の結果であります。

次に、審査の中で委員から出された主な意見や指摘事項を説明申し上げます。

まず、企画部についてであります。

1点目には、全会計における各種滞納の一覧表が提出され、これらの滞納について減らすよう要望があり、副市長を会長とする滞納整理検討会議で随時徴収の方策を検討しているとのことでありました。

また、しーたん通信の接続状況の資料があり、全体で84%に対して100%を目指

すべきであり、しそチャンネルの加入率も低いことが指摘されました。

2点目には、職員研修については、もっと費用をかけてもよいので、充実すべきとの提言がありました。

3点目には、企画総務部となったが、企画と総務が一緒にまちづくりが進むのかとの疑義も示されました。

4点目には、行政改革の評価について、成果の尺度が一定ではなく、客観的な評価ができないとの指摘がありました。

その他、限られた財源を有効に活用し、市が発展継続していくために基金に頼らない財政構造を確立していただきたい。事業評価、人事評価の仕方を再点検し、職員の意識改革を含めた対応をお願いしたいとの意見もありました。

次、まちづくり推進部であります。

1点目には、しそ元気げんき大作戦の不用額が多いことに委員から疑義が示されましたが、年度ごとの申請になっており、その申請状況によっては不用額が生じることがあるとの回答でありました。それに対し、委員からは、制度自体もっとPRし、活用してもらう必要があるのではないかと意見がありました。

2点目には、定住促進事業の500万円の支出が定住に繋がっているかとの委員からの質問に対して、過疎化に歯どめをかけるため情報発信や補助を行っているとの回答でした。また、実際には、その効果はあらわれていないとのこと。定住促進は、全施策に共通項が多いので、市役所内の他部署、業者との連携の中でのPRも含め、積極的に取り組んでいくとの回答がございました。

3点目には、公共交通について委員から平成24年度の実績に対する評価が問われましたが、バスの利用促進のために市全体的な見直しを市長から指示されているとのことでありました。ただ、国の認可に時間がかかるので、今年度中の見直しができるかどうかはわからないとのことでありました。地域公共交通の活性化協議会での承認を得てから、平成25年度で申請をする予定であるとのことでありました。

その他、交流人口の増加のための観光施策、再生可能エネルギーの利用促進など、環境施策、男女共同参画推進などの取り組みについて、成果についての審査が行われました。

企画総務部の項でも触れましたけれども、事業の成果をどのようにはかるかを含め、まちづくりの取り組みを再検証されたいとの意見もございました。

続いて、市民生活部であります。

ここでは、市民税の滞納問題に議論が集中しました。

固定資産税と都市計画税の滞納の占める割合が現年度分の10%を超える状況になっております。特に、都市計画税については、滞納についての滞納の原因はとの質問がございましたが、固定資産税に上乘せして徴収されているものであり、都市計画事業の進捗との影響は考えられないとのことでありました。

また、悪質な滞納者については、給与や年金の差し押さえも含めて実施しているとのことであります。

2点目には、指定ごみ袋の価格のあり方や、袋そのものの問題点が指摘され、改善が求められました。

3点目には、産業部でも触れますが、有害鳥獣の残渣の処理について、にしはりまクリーンセンターで処分できるよう、構成市町で協議してほしいとの要望が強く出されました。

4点目には、住宅建設等貸付資金の返済が進んでいない問題では、借り主や連帯保証人の所在不明者が全て明らかになり、今後、弁護士と相談しながら対応していくとのことであります。

次、健康福祉部であります。

1点目には、少子化対策のさらなる充実を求めます。

2点目には、出会いサポート事業の効果の検証と成果が上がるための工夫を求めます。

3点目には、外出支援事業は公共交通との連携ができるよう施策の展開を望みます。

4点目には、生活保護基準が市民にも理解できるよう努めるべきであり、自立に向けたきめ細かな対応を求めます。このほか介護予防、介護保険料の滞納徴収、自殺予防、まちぐるみ健診の受診者増加対策など、充実を求める指摘がございました。

次、産業部・農業委員会であります。

1点目には、市民生活部でも触れましたが、有害鳥獣駆除に関してイノシシやシカ等の残渣の処理方法について、行政に対して援助の必要性が求められましたが、法律上の問題もあり、現状ではごみ処理場も火葬場も使用できないとのことでありました。現状で考えられるのは、市有地に埋設施設を検討するしかないとのことあります。

2点目には、蔦沢と菅野を結ぶ農免道路についての事業効果について質問がございました。これについては、ライスセンターへの移動時間の短縮や防災面での効果があるとの説明でした。そして、何より地元でも促進協議会があり、地元要望が強



い事業であるということであります。

3点目には、森林管理費が大幅に減っているのは、切り捨て間伐での森林整備が認められなくなった理由があり、間伐の搬出が必要になる事業内容に変更になったためであります。

4点目には、森林組合の赤字経営をしそう森林王国としては解消し、全ての生産森林組合の見本になるよう努めてほしいとの意見もございました。

続いて、土木部であります。

1点目には、市営住宅の家賃滞納に議論が集中しました。連帯保証人への対応も指摘されましたが、市営住宅の連帯保証人は民間の連帯保証人とは幾らか役割が違っており、その条件も借り主と同程度の収入があることなどにとどめられております。

また、この間判明したことでありますけれども、連帯保証人が自署したものでなければ、その責任が問えないことが明らかになったと報告がありました。委員からは、早急に自署かどうか確認するよう要望がありました。しかし、市営住宅は、公共福祉の役割があり、民間住宅の滞納者のような対応には慎重さが必要との説明がありました。

2点目には、除雪に関して、従来は除雪されていた市道が除雪車の大型化に伴い除雪されない市道が出てきているので、4メートルの市道の幅員基準を見直してほしいとの意見もございました。

3点目には、市道改良等の事業の優先度の決め方についての質問がありましたが、今は地域の協力度を第一にしているとのことでありました。

4点目には、市道庄能上牧谷バイパスの営業補償費の基準についての質問がございましたが、基準は兵庫県の用地対策協議会の基準に基づいているとのことでありました。

続いて、水道部であります。

1点目には、資産減耗費が当年度増えているのは上寺浄水場の脱水機を処分した資産の残額を計上しているためであります。そのために給水原価も前年度より大幅に高くなっております。

2点目には、簡易水道施設の統合はできるかとの質問がございましたが、地理的な問題もあり、今回は経営上の統合だけにとどめているとのことでありました。

3点目には、漬物工場の排水による河川への影響について、もっと詳細な調査を求める意見もございました。

4点目には、上水道事業の新しい水源を求めることについては、過去の計画の反省も踏まえて慎重な取り組みを求める声がありました。

5点目には、料金の滞納対策については、まず給水停止をすればよいとの意見もございましたが、新しい滞納者を出さない努力をすることを、まず、第一に考えて、徴収努力をしているとのことでありました。

6点目には、波賀町引原など水道の未普及地域解消を求める意見も出されました。次、会計課であります。

会計課については、短期資金の運用について、一定の金融機関に預けるということになっておりましたけれども、見積書を徴収すべきとの意見もございました。

次、議会事務局・監査委員・公平委員会であります。

ここについては、特に意見はございませんでした。

次、教育委員会であります。

1点目には、人権推進費の不用額が多いことについて質問が出ました。これは、啓発冊子「そよかぜ」の編集方法の変更によるものと、入札減によるものとの説明です。

2点目には、小学校での英語教育や理科の実験が苦手な教師の対応については、英語についてはALTを活用しています。また、理科については2校に助手を配置しているとのことでありました。

3点目には、保育料・給食費の滞納についてでありますけれども、保護者の同意を得て、児童手当を充当してもらう手だてをとっているために、滞納額としては減っております。

4点目には、学校給食の地元食材の使用率の質問がありましたけれども、72%とのことで、兵庫県の目標値35%と比較すると、大幅に超えているということになります。

5点目には、図書館の蔵書数が近隣と比較してどうかという質問に対しては少ないとのことであり、予算の増額が求められます。さらに、ブックスタート事業については、好評との評価でありました。

6点目には、城下小学校の大規模改造については、山崎小学校校舎と比較しても2年程度しか老朽化の差がなく、改築すべきではなかったかとの意見が出されました。

また、山崎小学校の仮設校舎に対して、市民から無駄遣いとの意見がいまだに出ており、学校建築に関しては情報を早く丁寧に提供してほしい旨の要望がありました。

た。

最後、総合病院であります。

医師の確保について意見が集中しましたが、大阪大学や兵庫医大にも市長を筆頭に医師派遣の依頼に行き、よい感触を得ているが、決定直前のキャンセルもよくあることなので、確実な見通しが立たないと、正確なことは議会にも報告できないとのことでありました。

また、研修医受け入れ病院に指定されたことで、兵庫医大や自治医大からそれぞれ義務づけられた研修に来てくれるようになっており、来年度は2名が卒後研修に来てくれるようになっているとのことでありました。

全体としては、総合病院は赤字経営ということになっておるわけでありませうけれども、経営については、マイナス志向ではなく、明るい病院経営を心がけてもらいたいとの意見が最後に委員からありました。

以上で、今回の平成24年度の決算報告を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 決算特別委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑、討論は一部分割して行います。

まず、第95号議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤原委員。

10番（藤原正憲君） 10番、藤原です。1点だけちょっと確認も含めて委員長にお尋ねしたいと思います。

先ほど、市民生活部の関係で、住宅建設等の貸付資金の返済、ここにも連帯保証人というのが出てきておるわけですが、この土木部のこの市営住宅の家賃の滞納について、いわゆる自署じゃないと効力というんですか、効果がないというようなことだったんですけれども、これは市民生活部のこっちの連帯保証人についても言えるのかどうか。

あるいは、私は多分、印鑑証明が添付されていると思うんですけども、それは添付されていても、やはり本人の確認といえますか、自署でなければいけないのかどうか、その辺討論されておりましたら、お答え願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 決算特別委員長、13番、岡前治生議員。

決算特別委員長（岡前治生君） 13番です。住宅建設資金のほうについての連帯保証人の自署が必要かどうかということについては、確認する意見は出ませんでした。ただ、土木部については自署かどうかということについては、当局の説明の中で出

てきて、これは委員会の中では出てきませんでしたけれども、以前、説明があった明け渡し請求をして、裁判で明け渡しになったケースがあったと思うんですけれども、その中の説明でその連帯保証人への責任というふうなことが出された中で、そのケースでは連帯保証人が、それは私が書いたものではないというふうなことがあって、そのことがきっかけで弁護士と相談した結果、その自署では有効ではないというふうなことが出たというふうに記憶をしております。

ですから、そういう意味では、市営住宅の連帯保証人については、自署でないケースがほかにもある可能性があるということになって、これからの調査を求めたものであります。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、第95号議案の討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計決算に対する反対討論を行います。

今回の決算は、前田路市長の4年目の予算に対する決算です。以下、問題点を指摘して討論したいと思います。

第1に、市内全域に28億円もかけて整備された光ケーブルですが、その事業効果がいまだにあらわれておりません。しーたん放送の接続率は8割を超えているものの、100%を目指す必要があるのに進んでいません。

私たち日本共産党議員団は、光ケーブルの必要性について地上デジタル放送やインターネットの利用できない地域にとっては、必要不可欠な事業として賛成でありました。

しかし、山崎町の中心部は、地上デジタル放送はアンテナのつけかえによって視聴できる地域であり、インターネットもNTTの光ケーブルが利用できる地域であることも含め、中心部のしーたん放送はコミュニティFMで対応すべきであるとの対案も出して議論いたしましたが、強引に進められてしまいました。

その結果、山崎町の中心部のケーブルテレビの加入率はわずかであります。これでは多額の経費をかけて光ケーブルを敷設した効果が上がっておりません。しそ

チャンネルでは地域情報や議会中継などがされておりますが、毎月525円を1チャンネルを視聴するために支払う家庭は少ないと思います。このような意味では、新たな南北格差が出ていることになり、ケーブルテレビでしか地上デジタル放送を視聴できない地域の視聴料は無料にすべきであります。

2点目には、千種での認定こども園の計画が進められようとしておりますが、幼保連携事業を進めることはよいことではあると思いますが、認定こども園をつくり民間の社会福祉法人が運営をするということは公立幼稚園をなくすということであり、これまで長年積み上げられていた幼稚園教育が生かされなくなり、新たな地域格差を生むことになります。

今回の補正予算では、地域の皆さんが望んでいた場所の用地購入費が計上されましたが、子育ての市の責任の後退に繋がる認定こども園の建設ではなく、公立の千種幼稚園と杉の子保育園の一体化施設をつくるべきであると思います。

3点目には、長年、事実上放置状態にありました住宅建設資金等貸付金ですが、平成24年度で一定の調査が進み、借受人や連帯保証人の行方不明者がなくなったことは評価しますが、その内容は相当数の方が亡くなっておられ、返済を求めるためには相続から始めなければならないことになるケースが89件中54件もあります。一刻も早く弁護士とともに相続の手続きをして、不納欠損にならない手だてをすべきであります。

4点目には、延長440メートルで総事業費が約10億円の庄能上牧谷バイパスの両側3.5メートルの歩道の幅員は、見直すべきと繰り返し求めてまいりましたが、物件購入の進捗は9割を超えているとのことであります。決算委員会に提出されました資料によりますと、用地購入費が約3億円、物件補償費が4億5,000万円と、約7割がこの費用に充てられております。

6点目には、コミュニティプラントの下水道料金が統一という名目で引き上げられました。その結果、成果説明書の事業効果では、維持管理改修率が前年度より約12%も改善したとしておりますが、これは住民負担を増やしたためであります。

以上、主な点を指摘いたしまして、反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） 第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。私は以下の理由によりまして賛成をいたします。

実質公債比率、平成24年の単年度は15.3%であります。3年平均値で18.2と改善

できております。良化の傾向にあります。水道あるいは病院等の事業においては、さらに経営改善を要しますが、全体においては、概ね適切妥当だと判断いたします。立ちどまることは許されません。宍粟市の未来をつくり上げるためにも、本決算は妥当であります。

よって、賛成いたします。同僚議員の賛同をお願いして、賛成討論といたします。以上。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成24年度事業について、具体的な目標が掲げられているものの、それが達成されていない事業、また目標自体が不明確、曖昧で成果を測定できない事業が多数含まれております。

歳出の総額抑制、また定住促進、観光、幼保一元化にかかわる一部事業、道路建設にかかわる事業について、成果が出ていない、事前評価の説明が不十分、補助金・負担金等の算出根拠、また使途が不明確な事業が見受けられます。

決算特別委員会では、賛成多数で可決、認定されておりますが、平成26年度予算にしっかりと今回の決算委員会での審議内容を反映していただくためにも、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定については、反対をさせていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて、第96号議案から第100号議案について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

続いて、第96号議案から第100号について討論を行います。

第96号議案、第99号議案、第100号議案について通告がありますので発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第96号議案、第99号議案、第100号議案について、反対の討論をいたします。

日本共産党議員団を代表いたしまして、第96号議案、平成24年度宍粟市国民健康

保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

予算質疑でも指摘しましたように、2011年度の兵庫の国保によると、宍粟市の加入者一人当たりの国民健康保険税は、兵庫県下41自治体中上から5番目に対し、医療費等の負担額は41自治体中35位と下から6番目であります。

これは、宍粟市の国民健康保険税が医療費に対して、他市町と比較して、いかに高いがを示しております。国民健康保険税が高くなりました大もとの原因は、国が補助金を大幅に減らしたことにありますが、国民健康保険は、高齢者や低所得者や自営業者の加入が多く、国民健康保険税の負担は大変重いものになっております。その証拠に、毎年のように国民健康保険税の滞納額は増加しております。

2010年度に7,000万円のルール分以外の繰り入れが行われましたように、国民健康保険税を引き下げるべきであります。また、資産割につきましても、加入者の約4割は資産割が課税されておらず、県下でも16自治体で資産割を課しておりません。

固定資産税は、現金収入の増減にかかわらずかかる税金であり、それが国民健康保険税の支払いを大変にしております要因の一つであります。それを裏づけるように市民税で滞納額が一番多いのも固定資産税です。

さらに、国保の資格証明書や短期保険証の発行は、国保加入者から医療をとり上げるものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上、指摘いたしましたして、反対討論といたします。

次に、第99号議案、平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

この制度、発足以来毎回指摘していることではありますが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であり、少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきであります。

以上、指摘いたしましたして、反対討論といたします。

次に、第100号議案、平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

介護保険では、死亡されました加入者が支払って過払いになっております保険料の返還が5年間も滞っていることが明らかとなりました。このことは本会議でも指摘いたしましたでしたが、担当者の介護保険制度の勉強不足によります単純なミスであります。管理職の責任は重大であります。

また、毎年申し上げていることではありますが、介護保険制度には、根本的な大きな欠陥があります。それは、介護費用が増えれば保険料が増える、介護保険料を

増やしたくなければ介護サービスを増やせないという仕組みにあります。しかも受  
けたい介護が受けられないという状況もあります。

介護保険制度は、国や県に対して国県の負担率を引き上げるよう要求するととも  
に、市独自にも一般会計から繰り入れをして介護保険料の引き下げを行うとともに、  
介護保険料の算定段階を細分化して、低所得者の負担を減らすべきであります。

以上で、討論を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 8番、西本です。第96号議案、平成24年度宍粟市国民健康保  
険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案に対して、賛成の立場で討論を  
させていただきます。

宍粟市においても、今後、超高齢化社会に突入すると考えられます。そんな中で、  
世界に誇る日本の皆保険制度は、必ず持続しなければなりません。日本は、厳しい  
財政事情の中でも、世界一の長寿社会を可能にしてきました。国も現在、社会保障  
制度改革国民会議において、財政面、制度面でさらなる将来を見越した持続可能な  
制度改革が検討されています。

当市といたしましても、健康増進事業やジェネリック医薬品の推進など、医療費  
抑制にも努力され、また、同時に、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよ  
うに努力されており、国保会計の決算認定に対して賛成といたします。

以上で、第96号議案に対しての賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同  
を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、第99号議案、平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算  
の認定についての議案に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さんも御存じのとおり、宍粟市においても、今後、超高齢化に突入することが  
予測される中で、この特別会計は、75歳以上の高齢者及び64歳から74歳の障害認定  
を受けた人の医療を皆で支える制度でございます。

歳出のほとんどの98%が広域連合への納付金であります。したがって、高齢者医  
療の確保に必要な財源であります。被保険者が安心して適切な医療を受けられるこ  
とに対し、決算認定に賛成いたします。

以上、第99号議案に対しての賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を  
賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、第100号議案でございます。平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入



歳出決算の認定についての議案に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

宍粟市においても、要支援、要介護者が増え続ける中で、被保険者が住みなれた地域で家族とともに生活ができるように、社会全体で支える制度であり、市としても介護予防事業や包括支援サービスの推進に努力されており、決算認定に賛成でございます。

以上、第100号議案に対しての賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、第101号議案から第107号議案について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、第101号議案から議第107号議案について、討論を行います。

第101号議案、第102号議案、第103号議案、第104号議案、第105号議案について通告がありますので発言を許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第101、102、103、104号議案につきまして、反対討論を行います。

日本共産党議員団を代表して、第101号議案、平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

簡易水道の水道料金は、北部3町が統一され、波賀、千種には大変大幅な引き上げが行われ、大きな負担が押しつけられました。今回の値上げは、市の一般会計からの繰り入れを減らすためであり、生活に欠かせない公共料金であります水道料金は、一般会計からしっかりと繰り入れをして、市民の生活を支えるべきであります。

以上で、討論を終わります。

次に、第102号議案、平成24年度宍粟市下水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

下水道の市内の人頭割の使用料の地域が統一され、大きな引き上げとなりました。従量料金の地域と比較しますと、ひとり暮らしで水の使用料が10トン以下の場合、

従量料金なら1,155円なのに対して、人頭割りの場合は、2,600円と2.3倍もの格差がつくことになっております。このような不公平な状態は、速やかに解消されなければなりません。

以上で、討論を終わります。

次に、第103号議案、平成24年度穴粟市農業集落排水事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

下水道会計と同様の理由によりまして、反対いたします。

次に、第104号議案、平成24年度穴粟市水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

平成24年度行政評価一覧表で、評価委員会による課税の認識の項目で、過去の事業計画は、人口増を想定していたが、現在社会は人口の減少をたどっており、穴粟市も同じ現象にある、このことから水の供給量と使用料に乖離が生じている現状があると、事実上私たちが主張してきました山崎の水道料金が高い理由を認めております。しかし、現状では、新たな水源を探す調査が行われており、将来の水需要を見据えた慎重な取り組みが求められます。

以上で、討論を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、東 豊俊議員。

11番（東 豊俊君） 第101号議案、平成24年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

簡易水道事業については、普及率において、旧山崎町で2カ所、旧一宮町で2カ所、旧波賀町でも3カ所が100%となっており、旧千種町においてもその普及率は順調に伸びています。

起債残高においては、平成23年度と比較すると、平成24年度では3億5,000万円の減少となっています。また、使用料収納においても依然として未納額はあるものの、現年分は99.45%の収納率、過年分においても30.44%の収納率となっており、これは努力の跡が伺えます。

不用額については、工事請負費の入札減をはじめ、職員の時間外手当の減があります。

以上のことから、この事業特別会計平成24年度の決算については不認定の理由が見当たりません。

よって、第101号議案については、賛成をするものです。

続いて、第102号議案、平成24年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

下水道の整備状況から見て、普及率は高い水準となっておりますが、接続率を見た場合には、いま一步の推進が必要となっております。そのような中でも、起債残高においては、公共下水、流域下水、特定環境保全公共下水の3事業を見た場合、平成23年度と比較すると、平成24年度末では約5億3,000万円の減少となっております。

不用額については、多額となっておりますが、これは県への建設負担金の減額をはじめ、やむなしとするものとなっております。

委員長報告の中にも特に大きな指摘がないこともあり、この下水道特別会計平成24年度の決算については、特別な問題はないものと思います。

ただ、使用料及び手数料の収入未済額が多くあり、特に過年度分が1,000万円を超えていることを指摘し、このことは今後の努力に期待することにします。

以上、指摘も含め、第102号議案については、賛成をするものです。

第101号議案、第102号議案、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 15番、林でございます。第103号議案、平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

農業集落排水事業の経営については、宍粟市の農業環境の品質レベル向上及び生活環境の向上に寄与するところ、誠に肝要なものがあり、水質が宍粟の農産物のイメージアップの大きなポイントです。農業の水質保全に欠かせない農業集落排水事業の維持発展のため、事業を強く推進すべきであります。

よって、賛成するものです。

続いて、第104号議案、平成24年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

水道普及率は99.5%と全国平均の97.6%を上回っています。水道水の安定供給のため老朽化の激しい今宿取水場水源の複数化を目指す事業が実施されています。

また、各地で老朽水管橋の取り替え工事など、整備計画に基づき順調に事業が推移しています。少しの収支不足は当年度分の損益勘定留保資金で補填されています。豊かな揖保川、千種川の環境を生かし、安全な水の供給をするために、本件の決算認定は適切であると判断し、賛成するものです。

第103号議案、第104号議案について、同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論とい

たします。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第105号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成24年度の医業収益事業について、経営改善のための具体的な目標、病床利用率76%、一日平均患者数445人という目標を掲げておりますが、残念ながら病床利用率については66.1%、一日平均患者数に関しては416.2人と目標を達成できておりません。

しかし、その取り組み、医師・看護師など、病院事業にかかわる全ての職員の方々の努力、それ自体を否定するものではありませんが、成果が出ていない事実はしっかりと認識、また説明する必要があると考えております。

よって、決算特別委員会では賛成多数で可決・認定されておりますが、平成26年度予算にしっかりと決算委員会での審議内容を反映していただいて、病院の経営改善をしていただくよう、反対の討論とさせていただきます。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） ただいま鈴木議員の反対の意見がありましたが、第105号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

自治体病院の公的目標は何なのか、使命は何なのか、明確な手法を掲げて邁進をしていただきたい、このように思います。経営が苦しくとも公的資金、公金の補填の限度額は幾らなのか、許される赤字額は幾らなのか、絶対的な改善点は何なのか、今、沈着冷静にして熟慮断行の経営改善が必要なときであります。

現下では、全国的に医師不足の現状下ではありますが、未来に向けて基幹型臨床研修病院の指定、その実施、また院内託児所等の建設準備など、女性が安心して働ける環境整備など、懸案の事業が推進し、実をつけようとしております。

宍粟の命のとりでとして、公立宍粟総合病院の使命は深遠なるものがあります。火を灯さねばならない命のとりで、本件の決算認定は来年の予算組み立てに相当の改善を期待して認定に賛成をいたします。

同僚議員の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて、順次採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第95号議案を採決いたします。

第95号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第95号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

委員長報告のとおり、第95号議案は認定されました。

続いて、第96号議案の採決を行います。

第96号議案は、起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第96号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第96号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第97号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第98号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第99号議案の採決を行います。

第99号議案は、起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第99号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第99号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第100号議案の採決を行います。

第100号議案は、起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第100号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第100号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第101号議案の採決を行います。

第101号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第101号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第101号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第102号議案の採決を行います。

第102号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第102号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第102号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第103号議案の採決を行います。

第103号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第103号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第103号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第104号議案の採決を行います。

第104号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第104号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第104号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第105号議案の採決を行います。

第105号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

第105号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第105号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第106号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第107号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第107号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで、一時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時40分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

では、日程第2に入ります。

日程第2 第108号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第108号議案、宍粟市伊沢の里条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） それでは、第108号議案、宍粟市伊沢の里条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

生谷温泉「伊沢の里」は、都市住民との交流を促進するとともに、農林業の振興を図るため、平成9年4月に宿泊温泉施設としてオープンし、以後、多くの方々に御利用していただいている施設であります。

近年、温泉成分を分析しておりますが、温泉法で規定する温泉成分が検出されないなど、不安定な成分状況であるため、県等関係機関と協議を重ねた結果、今の泉源から安定した温泉成分を回復できる見込みが少ないこと、また、今後において、温泉成分が不安定な状態で利用者に温泉施設と表示し、利用していただくことは、温泉法の趣旨に反することなどから、生谷温泉「伊沢の里」の温泉施設としての活用を廃止し、一般公衆浴場として活用していくことといたしました。

この施設の位置づけの変更に伴い、生谷温泉「伊沢の里」から「温泉」という表示を削除し、「伊沢の里」と名称を変更するものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第108号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行いますが、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

続いて、採決を行います。

第108議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第108号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

### 日程第3 発議第6号

議長（岸本義明君） 日程第3、発議第6号、地方税財源の充実確保を求める意見書についてを議題とします。

本発議は、秋田裕三議員から提出されました。

この際、提出者の秋田裕三議員に提案理由の説明を求めます。

9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

本意見書については、全国市議会議長会会長より意見書提出の依頼を受け、総務文教常任委員会に付託をされました。

総務文教常任委員会で協議した結果、当意見書については、社会保障関係費などの財政需要の増加や税収の低迷等により非常に厳しい財政状況が続く中において、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が必要不可欠であるため、地方交付税の増額による一般財源総額の確保と地方税源の充実

確保に向けての意見書であり、全会一致で意見書を提出すべきものと決しましたので、私、秋田が提案者となり総務文教常任委員が賛成者として、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただき、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由といたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 秋田裕三議員の説明は終わりました。

続いて、質疑であります、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

討論ですが、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第6号を採決いたします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第6号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第4 発議第7号

議長(岸本義明君) 日程第4、発議第7号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保」を求める意見書についてを議題といたします。

本発議は、実友 勉議員から提出されました。

この際、提出者の実友 勉議員に提案理由の説明を求めます。

16番、実友 勉議員。

16番(実友 勉君) 発議第7号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書の提出について、提案理由を御説明申し上げます。

本意見書については、全国森林環境税促進議員連盟から採択の依頼を受け、産業建設常任委員会に付託をされました。

産業常任建設委員会で協議をした結果、当意見書については地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、自然災害などの脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油・石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めるための意見書であり、全会一致で採択するべきものと決しましたので、私、実友が提案者となり産業建設常任委員全員が賛成者として、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものでございます。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただき可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案理由といたします。

以上です。

議長(岸本義明君) 実友 勉議員の説明は終わりました。

続いて、質疑ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第7号につきましては、会議規則第39条第3

項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

次に、討論でございますが、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第7号を採決いたします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

発議第7号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

#### 日程第5 所管事務等調査

議長(岸本義明君) 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと

思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第55回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでございました。

第55回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

議員各位には、御健勝にて最終日まで終始熱心に御審議賜り、厚く御礼申し上げます。

また、市長をはじめ当局におかれましても、議員の質疑、協議に常に誠実に真剣に受け答えをしていただきましたこと、宍粟市発展のため大変喜ばしいことと存じ上げます。

本定例会では、平成25年度下半期の各種施策を展開する上で重要となる補正予算、条例改正等の重要案件のほか、平成24年度の各会計歳入歳出決算の認定に係る決算特別委員会の審査が行われました。

また、議会改革推進特別委員会等も開催され、非常に厳しい日程でありましたが、いずれも妥当な結論に至ったことは、大変喜ばしいこととございます。

市の将来のまちづくりのために、私たち議員には単に行政を監視することだけではなく、「何が求められており、何が必要なのか、そして、そのために今何をすべきか」ということを新たな発想を持って、前向きに建設的に討論し、将来の方向性を示すとともに、目の前の具体的施策をどんどん提言していくということが求められておるのではないかと、私は思います。

閉会中には、各種視察も計画されております。また、議会報告会の形で市民との意見交換の場も設定されております。そうした機会も十分活用しながら、元気な宍粟市のまちづくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、議員各位の今後一層の御努力と御協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長(福元晶三君) 第55回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

大気も澄みわたり、路傍のススキが秋風に揺れる好季節となってまいりました。

しかしながら、先般の秋雨前線と台風18号による大雨に際しましては、市民の皆様におかれましては不安なときを過ごされたことと思います。

幸い、市内におきましては大きな災害等の発生はありませんでしたが、京都府の福知山市や嵐山など、各地で甚大な被害が発生しており、被災されました皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧、さらに復興をお祈りする次第であります。

9月2日に開会されました第55回宍粟市議会定例会は、本日で閉会となりますが、岸本議長、高山副議長様をはじめ、議員の皆様のご御精励により、平成25年度一般会計補正予算、平成24年度決算認定をはじめ、追加議案も含め30件の議案について慎重に御審議いただき、全議案を議了いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、去る22日に、土万小学校と菅野小学校において最後の運動会が開催されました。いずれの会場も地域の皆さんや卒業生など多くの参加者でにぎわい、閉校という寂しい響きの中にも、新しい山崎西小学校の開校に向け、児童・地域の皆さんの希望に輝く瞳に励まされる思いでありました。

現在、小学校の規模適正化に向け、順次地区協議会を設置し、保護者・地域の代表者の皆さんの参加により、新しい学校開設に必要な具体の項目を協議いただいております。今後さらに、地域の皆様のご御理解をいただきながら、子どもたちの笑顔があふれる学校づくりに向けて、最大限努力を続けてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

宍粟市の知名度を全国に広げようと、昨年度から取り組みを進めております「難読地名・知名度アップ事業」等々につきまして、これまでさまざまな形で新聞やテレビで報道いただいておりますところではありますが、先日は私自身も民放テレビ局の番組に出演し、全国に向けて宍粟市をアピールしたところであります。

また、平成26年1月のNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送開始に向け、播磨地域での口ケも本格的に始まり、宍粟市におきましても「官兵衛飛躍の地」として情報を発信しながら、交流人口の増加に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりになりましたが、議員の皆様には御健勝にて、宍粟市の発展に向け、より一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも活力ある元気な市政に向け、さらなる御理解と御支援、御協力をお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時59分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 小 林 健 志

宍粟市議会議員 伊 藤 一 郎